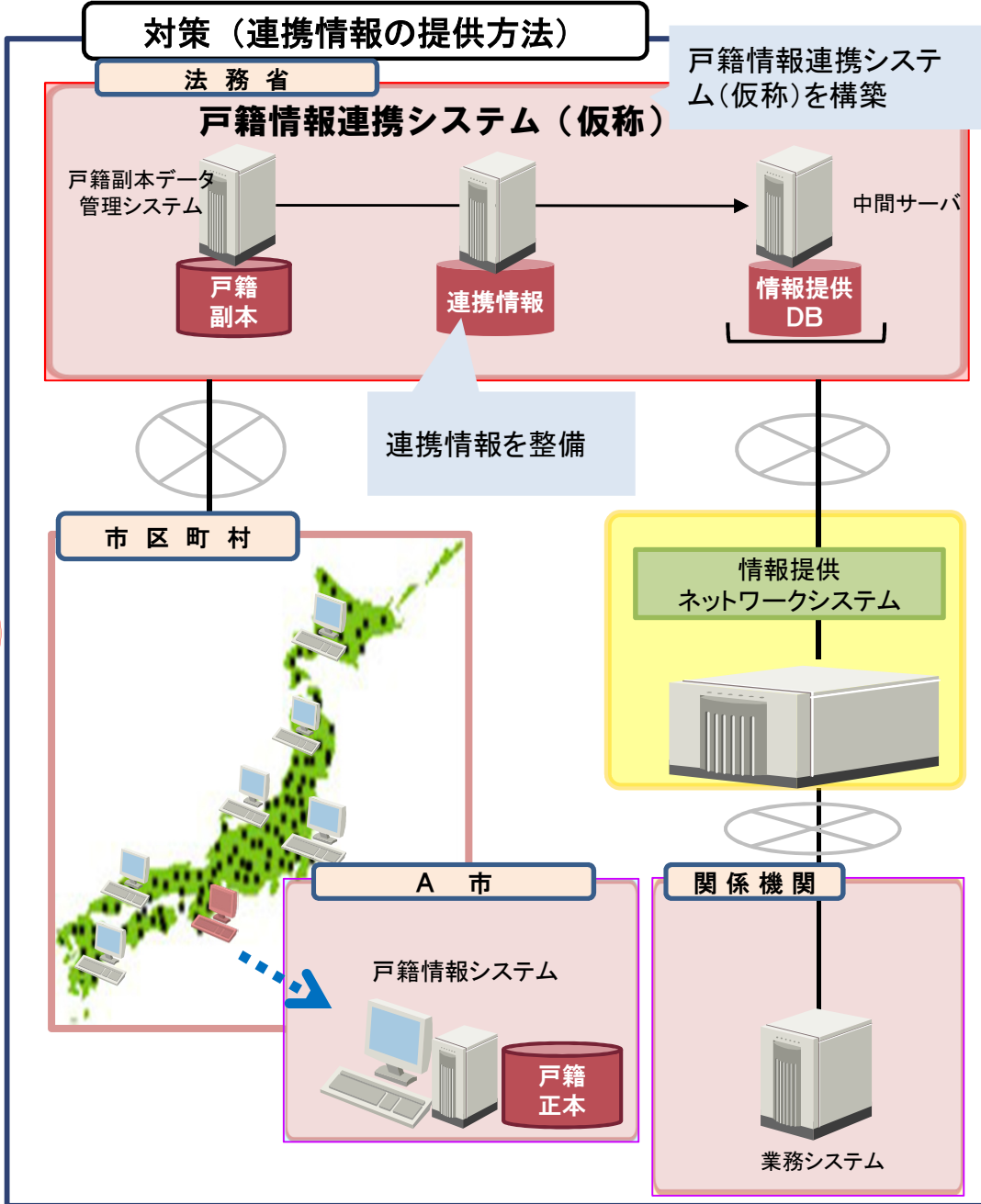
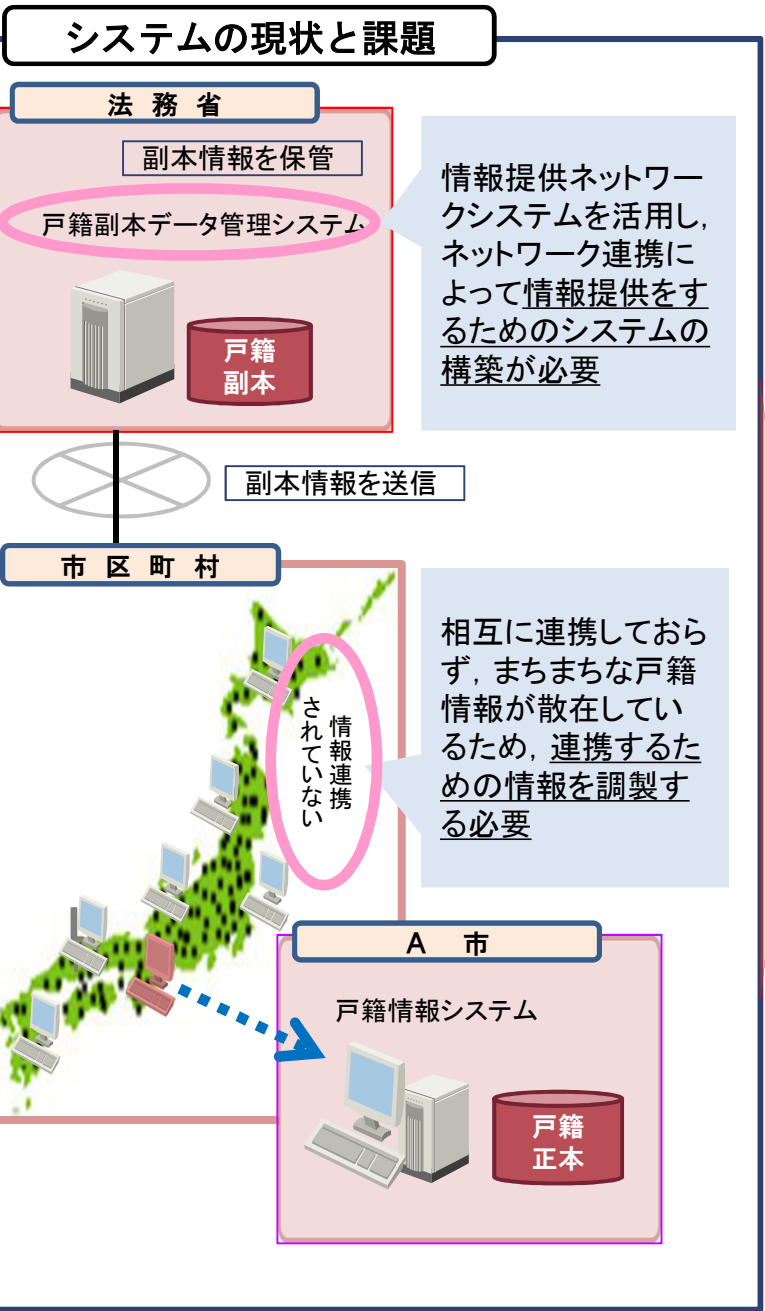


戸籍情報連携システム（仮称）のシステム構成（イメージ）



システムの在り方と構築について

マイナンバー制度導入のためのシステムの在り方

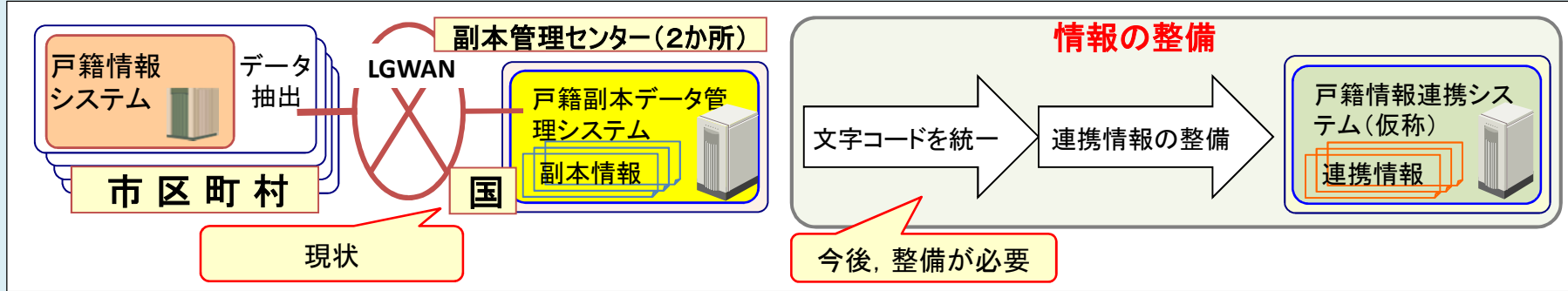
市区町村のシステムでは、市区町村間の戸籍情報が個別に独立しているため、連携するには限界がある。

- ◆ 戸籍副本データ管理システムは、大規模災害時のバックアップとして、戸籍の副本情報を2か所のセンターに集約・保存
- ◆ 戸籍情報システムのシステム移行に当たっては、データの損失防止や移行後のデータの同一性確認について、慎重な対応が必要であり、移行期間や連携システムの改修規模等を踏まえると、システムの一元化を現時点で行うのは困難

- ✓ 戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築する方向で検討
- ✓ 既存の市区町村のシステムや戸籍の正本は維持しつつ、低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなどして、システム全体の運用経費等の削減を図る。

システムの構築について(必要となる情報整備のイメージ)

システム構築イメージ



- 情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を特定する4情報を直接やりとりしないこととなっている。
 - 情報連携に当たっては、戸籍情報に文字コードを統一し、その連携情報を整備する必要
 - 前提として、市区町村の外字(約102万)等について、文字コードを統一するための、文字同定作業が必要
- 電算化以前の過去の除籍等は画像データで管理されている。
 - 画像データの電子化には膨大なコストを要するため、マイナンバーによる情報連携の対象は電算化された戸籍とする。
※ 電算化以前の除籍等が必要となる手続(相続等)については、当面の間、情報連携の対象としない。